

家畜衛生情報



平成 28 年 9 月 8 日
 (通算第 274 号)
 問い合わせ先
 長野県庁園芸畜産課
 電話 026-235-7232

家畜伝染病予防法に基づく報告の請求を中止します。 ご協力ありがとうございました。

平成 16 年の高病原性鳥インフルエンザ (H5N1) 及び平成 17 年の低病原性鳥インフルエンザ (H5N2) の国内発生を受けて、平成 17 年 11 月から毎月報告いただいていた家さんの羽数に関する報告について、国内発生が比較的平穏に推移していることから、報告の請求を中止します。

★報告を中止する内容

1 報告すべき者

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の飼養羽数の合計が 100 羽以上 (だちょうの場合にあっては、10 羽以上) である農場の所有者

2 報告すべき事項

1 の農場における毎週の日曜日から土曜日までの間の次の各号に掲げる事項

(1) 飼養羽数

(2) 死亡羽数

(3) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

★報告を中止する期日

平成 28 年 9 月 10 日

平成 28 年 8 月第 5 週分 (8 月 28 日から 9 月 3 日までの間に係る報告) まで

平成 28 年現在、中国、韓国、台湾等の諸外国・地域において、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生が継続的に確認されておりますので、引き続き、**飼養衛生管理基準の遵守**や**異常家さんの早期発見・通報**をお願いします。

常に家さんの健康状態を把握し、下記の症状を発見した場合には、 直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！

- 同一鶏舎における 1 日の死亡率が過去 3 週間の平均の 2 倍以上となった場合 (明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く)
- 鳥インフルエンザの簡易検査キットや血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ (青紫色)、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家さんがいる場合
- 5羽以上の家さんが、まとまって死亡している場合
 又はまとまってうずくまっている場合



異状の通報は
 こちらへ

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		